

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある北町七丁目を含む第1地域のまちづくりの指針において、東京都市計画道路幹線街路放射第35号線や本公園などとあわせてみどりのネットワークを形成するものとし、日常的なレクリエーションの場等としての公園の整備を推進することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策としている。

本公園に追加する土地は、クヌギ、コナラなどからなる樹林地で、面積は約0.18ヘクタールあり、そのうち約0.12ヘクタールは昭和52年から市民緑地として、広く区民の利用に供している。また、放射35号線北町地区地区計画内に位置し、地域のランドマークとして自然と調和した災害に強いまちづくりに資するとともに、拡張整備により本公園の機能および利便性の向上に寄与するものである。そのため、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保候補地に位置付けている。

こうしたことから、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、本公園南側に隣接する約0.18ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。